

## つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年9月11日（月）午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	9番	飯 泉 秀 夫
委 員	10番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事務局長	古 谷 隆 夫
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫
係 長	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について
議案第2号	農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
- 議案第7号 つくばみらい市農業委員会事務局規程の一部改正について

#### 報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

## 7. 会議の概要

### 1. 事務局（古谷事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成29年9月の定例総会を開催いたします。なお、携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

### 1. 議長（齊藤会長）

9月の定例総会開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

稲刈りで大変お忙しい中、総会に出席して頂きまして有難うございます。今年は昨年よりは米価も多少上がっているようですが、収量は8月の日照不足が影響しているのか昨年より下がっているようで、農家の収入がどうなるか心配しているところでもあります。

さて、権限移譲がいよいよ来月からスタートします。今月の総会は権限移譲前の最後の総会となります。私たちとしても、権限移譲を受ける体制づくりを4月から進めてきました。特に、現地確認と書類審査、そして総会での審議と準備をしてきたところです。半年の準備で十分に体制ができたものと考えていますが、今月は総仕上げの総会とも言えますので、各委員の積極的な対応をお願いします。

本日の総会は、議案7件、報告事項3件となっていますが、各議案の審議案件は少なくなっています。伊奈地区の案件はありませんでしたので、調査部会3班の現地確認、書類審査は中止いたしました。従って、本総会での調査部会報告は1班のみとなりますので、ご承知おき願います。

以上を申し上げ、簡単ですが挨拶といたします。よろしく申し上げます。

## 1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選任ですが、私議長にご一任していただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め、指名させていただきます。

8番宮田委員、9番飯泉委員を議事録署名委員に選任いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

## 1. 事務局（大久保係長）

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は、1件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑，面積は21㎡でございます。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の報告をお願いします。

調査部会1班の2番菊地委員よりお願いいたします。

## 1. 菊地委員

それでは9月4日に行いました書類審査、現地調査の結果についてご報告いたします。

地図は2ページになります。現地は関東鉄道常総線小絹駅の裏手にありまして、線路のすぐ脇にあります。現況は隣接する宅地と一体的になっており、きれいに管理されておりました。

申請理由は自己住宅建設のための売買です。申請者は、申請地1筆21㎡と、隣接地の■■■字■■■番■■■，地目は登記現況とも宅地279.87㎡の2筆、合計300.87㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

申請地の農地区分は、関東鉄道常総線小絹駅から300m以内に位置することから、第3種農地と判断いたします。

関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議を、よろしくお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので審議いたします。

議案第1号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

## 1. 議長（齊藤会長）

意見がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可相当として意見進達することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

## 1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意

見の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## 1. 大久保係長

議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。

3ページをご覧ください。受付番号1番，申請理由は太陽光発電設備設置のためとなっております。申請地は，          字          番，地目は登記現況とも畑，面積は872㎡でございます。

事業計画につきましては，別紙「参考資料」をご覧ください。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは，現地確認及び書類審査の結果の報告をお願いします。

調査部会1班の5番中山会長職務代理者よりお願いします。

## 1. 中山会長職務代理者

9月4日に行った書類審査と現地確認について，報告をいたします。

受付番号1番，地図は4ページになります。

太陽光発電設備の発電量は49.5kwで，316wパネル180枚を設置する計画となっております。

申請地の農地区分は，住宅等が連たんしており，土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため，第2種農地と判断いたします。

資金計画については，融資資金及び自己資金で賄い，経済産業省及び東京電力との調整も終了しております。

第2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり，許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議を，よろしく願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりましたので，審議に入ります。

議案第2号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

#### 1. 議長(齊藤会長)

意見がないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可相当として意見進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

#### 1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### 1. 大久保係長

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。

5ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも田、面積207㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

#### 1. 議長(齊藤会長)

事務局の説明が終わりましたので、調査部会の報告をお願いします。

調査部会1班の7番羽田委員よりお願いいたします。

#### 1. 羽田委員

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」，地図は6ペ

ージになります。

9月4日の午後に、齊藤会長、中山会長職務代理者、菊地委員と私、事務局から大久保係長の計5名で、書類審査及び現地調査を行いました。

場所はJA小絹ホールの東側で、工場の横になります。地図では細長く斜線が引いてある箇所です。

申請者は自作地約68アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、田1筆207㎡を規模拡大のため贈与により譲り受け、水稻を作付する計画であります。隣接農地でも同様に水稻の栽培を行っております。今回の申請は、持分1/2の移転になります。

以上のことから、1番については、農業機械等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よって、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議を、よろしく願いいたします。

以上です。

#### 1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので審議いたします。

議案第3号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議 長（齊藤会長）

質疑がないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

#### 1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することといたしました。

#### 1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議案といたします。

事務局の説明をお願いします。

**1. 事務局（石神事務局長補佐）**

それではご説明いたします。7ページをご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

更新案件といたしまして、田が3筆10,053㎡となります。利用権設定開始は10月1日からとなります。

詳細につきましては、8ページをご覧ください。

**1. 議長（齊藤会長）**

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

**1. 議長（齊藤会長）**

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

**1. 議長（齊藤会長）**

全員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

**1. 議長（齊藤会長）**

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**1. 事務局（石神事務局長補佐）**

それではご説明いたします。9ページをご覧ください。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が1筆62㎡、貸手が1人、借手が1団体となります。



10月1日からの設定となります。詳細は10ページをご覧ください。

**1. 議長（齊藤会長）**

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

**1. 議長（齊藤会長）**

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

**1. 議長（齊藤会長）**

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

**1. 議長（齊藤会長）**

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**1. 事務局（石神事務局長補佐）**

それではご説明いたします。11ページをご覧ください。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件として、田が1筆62㎡、期間は10月1日からとなっております。

こちらについては、市から意見を求められているものです。詳細は12ページになります。

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございます。

これより審議を進めて参りますが、本案件は中山会長職務代理者が議事参与となっております。従いまして、中山会長職務代理者は退席願います。

（中山会長職務代理者退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、審議いたします。

こちらについて、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第6号は承認することに決定いたしました。

中山会長職務代理者の入室を許可します。

（中山会長職務代理者入室）

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第7号「つくばみらい市農業委員会事務局規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

議案第7号「つくばみらい市農業委員会事務局規程の一部改正について」をご説明いたします。

今回の改正理由ですが、これまでの農業委員会等に関する法律及び農地法の改正を踏まえ、平成18年度に制定された、つくばみらい市農業委員会事務局規程の第6条の事務分掌を改正するものです。

主な改正点といたしましては、農地法関連事務、農地利用最適化推進委員の新設、農業委員選出方法の変更による選挙人名簿の廃止、農地の集積及び遊休農地対策、標準小作料制度の廃止、農業生産法人から農地所有適格法人に名称変更、これらの用語の変更、並びに加除等案件となっております。

参考資料として改正後及び改正前の条文を配布してございます。ご参照願います。

以上です。

## 1. 議 長（齊藤会長）

議案第7号の事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

## 1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号について、原案の通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

## 1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第7号は原案の通り承認することに決定いたしました。

## 1. 議 長（齊藤会長）

審議事項は以上です。これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

## 1. 事務局（古谷事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。13ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは5件となります。

受付番号1番から4番につきましては、登記宅地、現況畑の土地になります。いずれも自己住宅を建てるための売買です。

受付番号5番につきましては、登記宅地、現況畑の2筆です。建売住宅を建てるための売買になります。以上、5件です。

続きまして報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。14ページをご覧ください。

今回の合意解約は5件となります。解約の理由ですが、5件とも借り受けていた方が高齢となったために解約するもので、解約後は、所有者自身、若しくはその家族が耕作することになります。

最後に報告事項③「制限除外の農地の移動届について」を報告いたします。15ページをご覧ください。届出は1件です。

受付番号1番、申請理由は携帯電話無線基地局を建てるための届出になります。登記、現況ともに畑、面積は全体で462㎡のうち297.52㎡となっております。

報告は以上です。

**1. 議 長（齊藤会長）**

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議題は、すべて終了しました。

これで、9月定例総会を閉会いたします。